

調査の概要

調査の概要

1 調査目的

ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援している全国の特設非営利活動法人（以下「調査対象法人」という。）及び調査対象法人において支援に従事している職員（以下「調査対象職員」という。）を対象として、支援内容や抱えている課題、支援者側から見た困難を有する子ども・若者像等を把握することにより、必要な支援の在り方を検討する上での基礎資料とする。

2 調査対象法人数及び調査対象職員数

(1) A 調査の調査対象法人数

平成 23 年 8 月 1 日現在、「全国特設非営利活動法人情報の検索」 (<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>) に登録されており、定款に「ひきこもり」、「引きこもり」、「不登校」、「高校中退」、「若年無業者」、「ニート」、「フリーター」、「発達障害」、「発達障がい」のいずれかの単語が含まれている特設非営利活動法人 714 法人

(2) B 調査の調査対象職員数

A 調査の対象法人において支援に従事している役職員 2,856 人（4 人×714 法人）

3 調査項目

(1) A 調査

- ①法人概況について（問 1～問 11）
- ②支援スタッフの状況について（問 12～問 18）
- ③支援内容について（問 19～問 27）
- ④職員等への教育訓練について（問 28～問 31）
- ⑤支援団体が抱える課題について（問 32）

(2) B 調査

- ①以前の職種や現在の法人職員となった動機（問 1～問 2）
- ②支援実践上の課題（問 3）
- ③実践内容に対する評価（問 4～問 6）
- ④支援に対する基本姿勢（問 7～問 9）
- ⑤支援者の意識（問 10～問 17）

4 調査時期

平成 23 年 10 月 3 日～ 11 月 10 日

5 調査方法

調査員による訪問留置・訪問回収法

※ ただし、離島に所在地がある8法人については、郵送配布・郵送回収法で実施した。
また、調査実施時に、郵送配布又は郵送回収を希望した法人には郵送にて対応した。

6 調査実施機関

社団法人 新情報センター

7 回収結果

(1) A調査

調査対象法人数	714 法人
有効回答法人数	447 法人 (有効回答率 62.6%) (注4)
調査不能法人数	267 法人 (調査不能率 37.4%)
内訳	非該当 72 法人 (注1)
	転居 (移転) 25 法人
	長期不在 5 法人
	一時不在 20 法人
	住所不明 40 法人
	拒否 63 法人
	その他 42 法人

注1) 非該当とは、「法人として活動していない」や「法人として活動しているが、困難を有する子ども・若者の支援に関する活動は一切やっていない」などと調査対象法人から回答があったもの。

(2) B調査

調査対象職員数	2,856 人 (注2)
有効回答者数	1,064 人 (注3)
回答法人数	383 法人 (注4)

注2) 調査対象職員数については、調査対象法人714法人×4人=2,856人として算出している。

注3) 有効回答者数1,064人の中には、5人からの回答があった2法人の調査票も含まれている。

注4) A調査の回答はあるもののB調査の回答がなかった調査対象法人は70法人あり、A調査の回答はないもののB調査の回答があった調査対象法人は6法人ある。

8 本報告書を読む際の留意点

- (1) グラフや表に記載のある総数及び該当者数は、質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- (2) 標本誤差は回答者数（n）と得られた結果の比率によって異なる。また、誤差には調査員のミスや回答者の誤解などによる計算不能な非標本誤差もある。
- (3) 結果数値（%）は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。

- (4) 統計表等に用いた符号は次のとおりである。

—：回答者がいないもの

M. T.：Multiple total の略で、回答数の合計を回答者数（n）で割った比率であり、複数回答を認める質問では、通常その値は100.0%を超える。

- (5) グラフや集計表に記載のある都市規模とは、法人の所在地の市区町村を単位として、次の4つに分類したものである。

（都市規模）

- 大都市（東京都区部＋政令指定都市）

（東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市）

- 人口 20 万人以上の市

- 人口 10 万人以上の市

- 人口 10 万人未満の市・郡部（町村）

（注）ここでいう都市とは、平成 23 年 4 月 1 日現在市制施行の地域である。また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく平成 23 年 3 月 31 日現在の人口による。

- (6) グラフや集計表に記載のある地域とは、法人の所在地の都道府県を単位として、次の6つに分類したものである。

（地 域）

北海道・東北

北海道＝北海道 (1道)

東北＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 (6県)

関 東

関東＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (1都6県)

中 部

北陸＝新潟県、富山県、石川県、福井県 (4県)

東山＝山梨県、長野県、岐阜県 (3県)

東海＝静岡県、愛知県、三重県 (3県)

近 畿

近畿＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 (2府4県)

中国・四国

中国＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 (5県)

四国＝徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (4県)

九 州

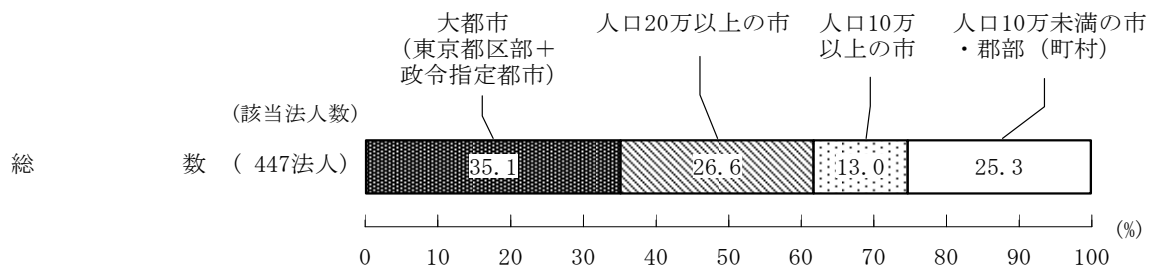
北九州＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県 (4県)

南九州＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (4県)

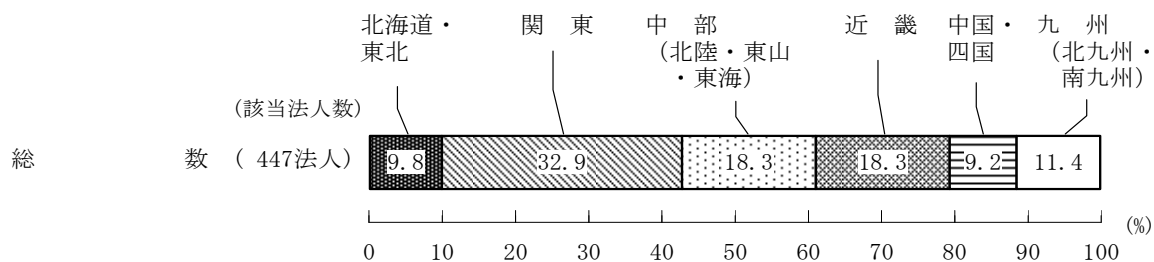
9 対象法人（対象者）の属性

【A調査】

(1) 都市規模 ※ 分類については、前頁の「都市規模」の項目を参照

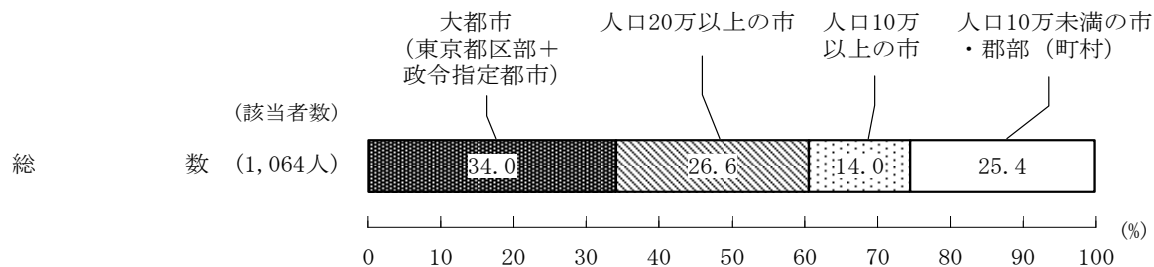


(2) 地域 ※ 分類については、前頁の「地域」の項目を参照

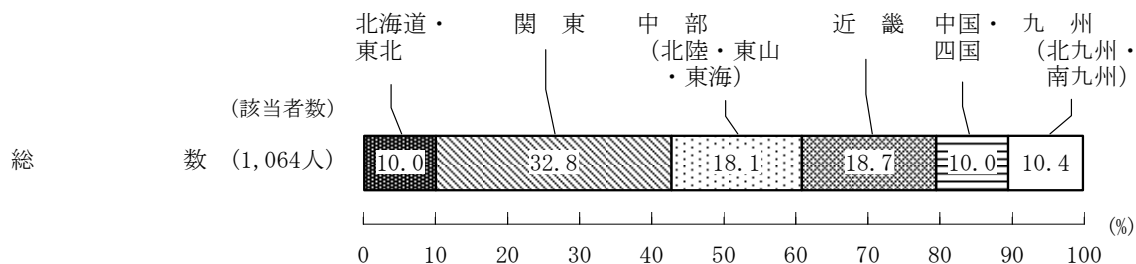


【B調査】

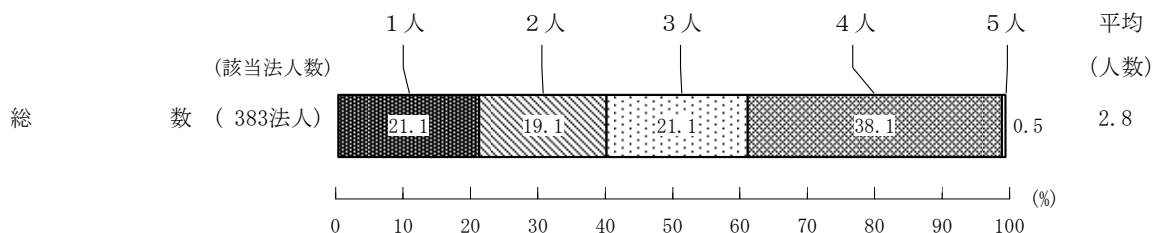
(1) 都市規模 ※ 分類については、前頁の「都市規模」の項目を参照



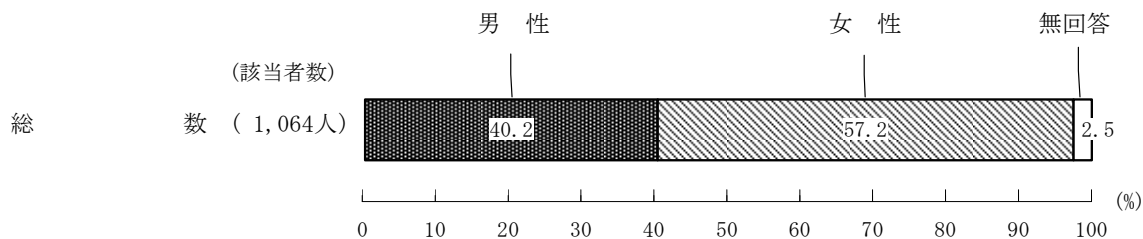
(2) 地域 ※ 分類については、前頁の「地域」の項目を参照



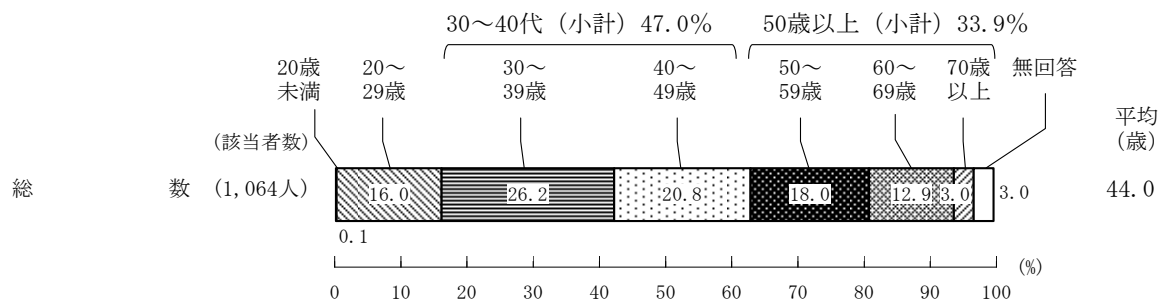
(3) 1法人での協力者数



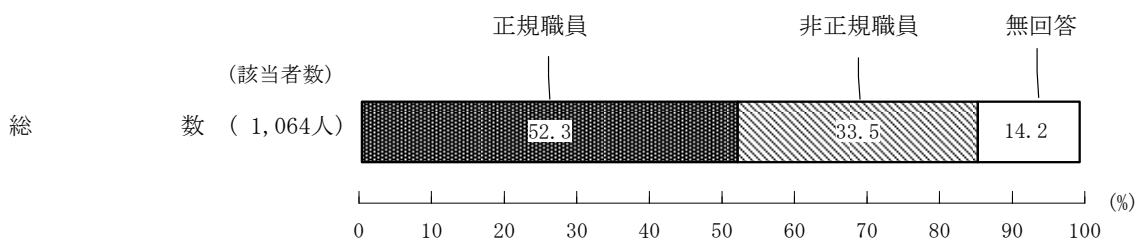
(4) 性別



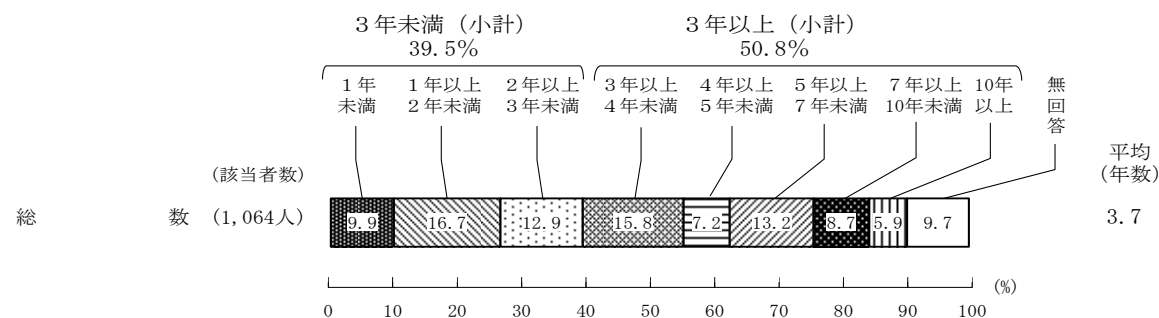
(5) 年齢



(6) 雇用形態



(7) 支援経験 (現在の法人)



(8) 支援経験 (現在の法人+現在の法人以外)

※ 「現在の法人」もしくは「現在の法人以外」の両方の記入欄ともブランクの場合は、無回答とした

